



国 監 告 第 2 号

地方自治法第199条第12項の規定により、令和元年度第1回定期監査
における指摘・要望事項の措置について、別紙のとおり公表する。

令和元年8月6日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 田 貴 裕

(写)
国政経発第 151 号
令和元年 8 月 2 日

国立市監査委員 伯 道 夫 様
国立市監査委員 藤 田 貴 裕 様

国立市長 永 見 理 夫

定期監査における指摘・要望事項の措置について（通知）

令和元年 6 月 18 日付国監発第 12 号により通知のありました件について、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容
別紙のとおり
2. 指摘・要望事項を受けた部局及び担当部長
部 局：生活環境部
担当部局長：生活環境部長 橋本 祐幸

以上

【指摘事項】

予算の流用手続きについて

猫除け超音波発生装置については、当初予算では消耗品費に計上していたが、実際の購入単価が10,000円を超えることが判明したため、備品購入費へ予算を流用して購入したものであった。流用の決裁を確認したところ、資料として決裁日以前の日付の「請求書写し」が添付されていたが、これは、予算措置をする前に既に購入していたことになり、極めて不適切な予算執行事務であったと言わざるを得ない。

市民要望を優先するあまり購入を急いだ旨の説明があったが、今後同様の事案が発生しないよう、再発防止のため予算執行事務を再確認し、適正な事務執行に努められたい。

措置前の状況

猫除け超音波発生装置については、当初予算では消耗品費に計上していましたが、実際の購入単価が10,000円を超えることが判明したため、備品購入費へ予算を流用して購入しました。流用の決裁の資料として決裁日以前の日付の「請求書写し」が添付されていました。

措置の内容

今後、同様の事案が発生しないよう、消耗品、備品の購入について適切な予算執行事務手順を課内で再確認し、市民要望への確に対応しつつ、より適切な事務執行を行うよう注意徹底してまいります。

【指摘事項】

公園等の修繕契約について

修繕契約の決裁を確認したところ、修繕を発注する際に主管課で仕様書を作成することが難しい場合は、任意の1者から現場確認後に参考見積書を徴取し、参考見積書に記載の項目を仕様書として他の業者に提示して現場を確認してもらい、見積書を徴取することがあるとの説明を受けた。

年間100件以上の修繕を発注しており、時間的制約からこのような事務処理となっているものと思慮されるが、見積書を依頼するタイミングが業者によって前後することは公平性の観点から好ましくないため、今後の事務処理について契約担当部署の意見も参考にして検討を行い、改善を図られたい。

措置前の状況

修繕を発注する際に専門的な内容となり、主管課で仕様書を作成することが難しい場合は、任意の1者から現場確認後に参考見積書を徴取し、参考見積書に記載の項目を仕様書として他の業者に提示して現場を確認してもらい、見積書を徴取する対応を行っていました。

措置の内容

今回ご指摘を受けた修繕は、緊急を要する修繕に対応するためであり、本来、緊急修繕としての手続きによって処理されるべきであったと考えており、その旨注意徹底をいたしました。

その後、契約手法については、総務課と相談し、「市民の生活上の利便性が損なわれる」、「市民が利用する際の安全性が疎外される」、「市民が利用する際の衛生面が疎外される」場合は、緊急を要する修繕として、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく特命随意契約として、緊急対応を行うよう是正いたしました。なお、執行時には、物品買入（修繕・印刷等）決定書に特命随意契約の理由を記載するよう改善を図りました。

また、緊急対応ではない修繕案件に関しては、仕様書を担当者が作成し、業者へ同時期に見積依頼を行うことを注意徹底いたしました。

別紙

生活環境部 ごみ減量課

【指摘事項】

委託契約にかかる決裁について

廃棄物等処理手数料収納事務委託の契約決裁を確認したところ、添付された委託契約書（案）の一部で契約期間の誤りがあるほか、委託先件数や別紙一覧表にある委託先の代表者名の訂正が散見された。また、同委託（その２）及び（その３）の契約決裁に添付された委託契約書（案）には、決裁後に契約番号及び契約日が手書きで記入されていた。

委託先の名称や代表者名は契約にかかる重要な項目であることから、起案の前に十分確認しておくよう徹底されたい。また、決裁後に契約決裁に添付してある委託契約書（案）に契約番号等を記入することは、決裁の前後で資料の内容が変わってしまうことになり適切とはいえないため、事務の改善を図られたい。

措置前の状況

決裁文書については、起案者本人のほか、各決裁権者が二重・三重に確認しているところですが、その全体の行程の中で一部確認の遺漏が生じていました。

また、決裁後の文書への加筆について、特に本指摘のような委託契約書（案）への契約番号及び契約日の記入は本来不要なものです。職員の備忘録的な意味合い等で追記している例がありました。

措置の内容

決裁文書の内容については、作成時および決裁時等、各段階に応じた入念な確認を徹底し、誤記や遺漏等が生じないように努めてまいります。

また、添付書類を含む決裁文書については、本来契約行為にかかる意思決定の一部を成すものとして非常に重要であり、起案の段階から十分に精査すべきこと、その内容の加除訂正については適正な手続をもって限定的に行わなければならないことを改めて認識し、文書管理の徹底に努めてまいります。

別紙

生活環境部 環境政策課

【要望事項】

職員の時間外勤務について

職員の出勤簿及び時間外勤務命令簿を確認したところ、時間外で業務を行っているにもかかわらず、課長より時間外勤務命令を受けていない事例が一部見受けられた。

職員の時間外勤務については、事前に課長と職員が十分に協議の上、必要なものについては時間外勤務命令を受け、超過勤務申請をするよう徹底されたい。また、課長においては、職員の休日出勤等の状況を確実に把握するよう努められたい。

措置前の状況

日頃から、時間外の勤務等にあたりましては、その業務の必要性を確認するとともに、健康管理に十分留意するよう職員に伝え、業務命令を発しておりましたが、年度末の繁忙期に際しシステムへの入力作業と確認作業が失念していました。

措置の内容

今後、時間外の事前申請の徹底は基より、システムへの入力作業及び確認作業の徹底を指導いたしました。

また、職員の休日出勤等の状況の把握につきましては、失念を踏まえ、繁忙期においても課長の確認及び職員の事前申請等を徹底し、今後より適切な運営に努めるよう周知徹底いたしました。

今後、上記の反省を踏まえ、再発防止に努めてまいります。

別紙

生活環境部 環境政策課

【要望事項】

くにたちベンチの作製決裁について

くにたちベンチの追加作製の決裁を確認したところ、決裁を作成する際に、参考にした元の決裁から不要な部分を削除し忘れたため、決裁の起案日から見て時系列的に明らかに不要である事項が記載されていた。

決裁を起案する際には、起案者が起案する目的を認識し内容が適当であるか確認することは当然のことながら、合議者を含め決裁する管理職等についても確認されるよう努められたい。

措置前の状況

くにたちベンチの追加作製の決裁を確認したところ、決裁を作成する際に、参考にした元の決裁から不要な部分を削除し忘れたため、決裁の起案日から見て時系列的に明らかに不要である事項が記載されていました。

措置の内容

今後、同様の事案が発生しないよう、適切な文書事務を行うよう課内で再確認を徹底いたしました。

また、決裁時には、決裁者等が適切な事務の執行に資するよう、改めて心掛けることを再徹底する中で再発防止に努めてまいります。

別紙

生活環境部 環境政策課

【要望事項】

委託契約にかかる決裁について

委託業務の契約決裁を確認したところ、添付された委託契約書（案）等に、決裁後に契約番号、委託期間の開始日及び契約日等が手書きで記入されていたものが散見された。

決裁後に契約決裁に添付してある委託契約書（案）等に契約番号等を記入することは、決裁の前後で資料の内容が変わってしまうことになり適切とはいえないため、事務の改善を図られたい。

措置前の状況

委託業務の契約決裁に添付された委託契約書（案）等に、決裁後に契約番号、委託期間の開始日及び契約日等が手書きで記入されていました。

措置の内容

契約番号は、委託業務の契約決裁後に決裁右上の所定の記載箇所に記載するのみとし、添付した委託契約書（案）等には、記載しないよう注意徹底してまいります。

別紙

生活環境部 ごみ減量課

【要望事項】

修繕契約にかかる請書について

清掃分室及び環境センターにかかる修繕契約の資料を確認したところ、契約業者から提出された請書の一部で、市長名の誤りや収入印紙の割り印の漏れが見受けられた。

請書は契約書と同様に契約行為の重要書類であり、受領の際に十分な確認がされなかったことが原因であることから、請書が正しく作成されているかの確認を徹底されたい。

措置前の状況

請書についても契約書同様、担当者のほか、各決裁権者がその内容を確認しているところですが、契約の相手方が定型的な書式を使用していることも多く、一部確認の遺漏が生じていました。

措置の内容

本指摘にある形式不備の箇所については、監査終了後速やかにその補正を行いました。

なお請書については、契約書と同様に契約行為の重要書類であり、その具体的内容のみならず、形式的内容についても十分な確認が必要であることを改めて認識し、その徹底に努めてまいります。

別紙

生活環境部 ごみ減量課

【要望事項】

給油用クレジットカードの保管について
環境センター事務室内において給油用クレジットカードの管理状況を確認したところ、施錠できない場所に保管されていた。
給油用クレジットカードは、導入時より施錠できる場所で保管するよう指示されていることから、適切な場所で保管するよう変更されたい。

措置前の状況

給油用クレジットカードについては、本来施錠可能な場所で保管されていたものですが、普段から使用頻度が低いこともあり、現金と同様に厳重に保管するという扱いが徹底できていませんでした。

措置の内容

給油用クレジットカードについては、現金と同様に厳重な管理のもとで扱わなければならないことを改めて認識し、施錠可能な保管場所での管理を徹底してまいります。